

石狩湾新港管理組合告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

令和5年1月16日

石狩湾新港管理組合
管理者 鈴木 直道

第1 資格の種類

令和5年度及び令和6年度において石狩湾新港管理組合が締結しようとする契約のうち1の表の左欄に掲げる種類の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（第4の2を除き、以下「資格」という。）は、当該右欄に定めるものとする。ただし、一般土木工事、舗装工事、建築工事、電気工事及び管工事の資格にあつては、当該資格を、2の表の定めるところにより、工事の予定価格に応じ、AからCまで又はA及びBの等級に区分する。

なお、一般土木工事にあつては、A等級をA1又はA2に区分する。

1 契約の種類に応ずる資格の種類

契約の種類	資格の種類
一般土木工事の請負契約	一般土木工事
舗装工事の請負契約	舗装工事
鋼橋上部工事の請負契約	鋼橋上部工事
建築工事の請負契約	建築工事
電気工事の請負契約	電気工事
管工事の請負契約	管工事
塗装工事の請負契約	塗装工事
土木施設物の設計の委託契約	土木施設物の設計
建築物の設計の委託契約	建築物の設計
地質調査の委託契約	地質調査
技術資料作成の委託契約	技術資料作成
測量の委託契約	測量
道路清掃の委託契約	道路清掃

2 工事予定価格に応ずる等級区分

種類 等級	一般土木工事		舗装工事	建築工事	電気工事	管工事
	区分					
A	A1	7,000万円以上	6,000万円以上	1億円以上	2,000万円以上	2,500万円以上
	A2	2億5,000万円未満 7,000万円以上				
B		7,000万円未満 3,500万円以上	6,000万円未満	1億円未満 4,000万円以上	2,000万円未満 700万円以上	2,500万円未満 800万円以上
C		3,500万円未満		4,000万円未満	700万円未満	800万円未満

(注) A1に区分する者は、技術的難易度の高い工事の施工が可能なものとし、A2に区分する者は、A1に区分する者以外のものとする。

第2 資格要件

1 共通の資格要件

各資格の共通の要件は、(1)から(5)までのいずれにも該当することとする。

- (1) 政令第167条の4第1項各号（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に掲げる者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
 - イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
 - ウ 消費税及び地方消費税
- (4) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- (5) 令和5年度及び令和6年度の北海道における第1の1の表に掲げる種類の契約に係る資格を有すること。

なお、石狩湾新港管理組合への資格審査の申請は、北海道から資格を有すると認められた旨の通知を受ける前であっても可能とする。

2 資格の種類ごとの要件

資格の種類ごとの要件は、次のとおりとする。

- (1) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事、塗装工事
 - ア (ア)から(ウ)までのいずれにも該当すること。
 - (ア) 令和5年1月1日（随時の申請の場合にあつては、申請をしようとする月の初日）現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（次の表の左欄に掲げる資格の区分に応じ、当該右欄に定める建設業に係るものに限る。）を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上当該建設業を営んでいること。

資格の種類	建設業の種類
一般土木工事	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業又は解体工事業
舗装工事	舗装工事業
鋼橋上部工事	鋼構造物工事業
建築工事	建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業、清掃施設工事業又は解体工事業
電気工事	電気工事業、電気通信工事業又は消防施設工事業
管工事	管工事業、熱絶縁工事業、さく井工事業、水道施設工事業、消防施設工事業又は清掃施設工事業
塗装工事	塗装工事業

- (イ) 令和3年9月2日（随時の申請の場合にあつては、資格審査の申請をする日（その日が令和5年4月1日前である場合は、令和5年4月1日）の1年7か月前の日の直後の事業年度の終了の日（以下「基準日」という。）以後に(ア)に規定する建設業に係る建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値の通知を受けてい

ること。

(ウ) 基準日以後に通知を受けた建設業法第27条の27に規定する経営規模等評価結果において、(ア)に規定する建設業に係る完成工事高を有していること。

イ 第1のただし書に規定する等級は、北海道が算出した総合数値を勘案して格付する。

(2) 土木施設物の設計、地質調査、技術資料作成及び道路清掃

アからウまでのいずれにも該当すること。

ア 令和5年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

ウ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(3) 建築物の設計

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする者については、この限りでない。

イ 令和5年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

(4) 測量

アからエまでのいずれにも該当すること。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による測量業者の登録を受けていること。

イ 令和5年1月1日（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の初日）現在において引き続き1年以上その事業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から同年12月31日までの間（随時の申請をする場合にあっては、申請をしようとする月の前月末日から遡って1年間）にその事業に係る売上高を有していること。

エ 個人にあっては、従業員の数が3人以上であること。

3 資格の種類ごとの要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会（以下「中小企業組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

また、中小企業組合等が(1)に該当する場合は、2の(2)から(4)までに規定する資格の種類ごとの要件のうち、事業に係る売上高にあっては、当該組合と組合員（組合が指定する組合員）の合計値とすることができる。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請の時期

資格審査の申請は、次の(1)から(5)までに掲げる区分に応じ、それぞれ(1)から(5)までに定める時期にしなければならない。

なお、申請の時期は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和5年12月29日、令和6年1月2日及び同月3日を除くものとする。

(1) (2)から(5)までに掲げる者以外の者

ア 定期の申請をする者

令和5年1月23日（月）から令和5年2月24日（金）まで

イ 随時の申請をする者

令和5年4月3日（月）から令和6年12月27日（金）まで

注 定期の申請により資格を有することとされた者にあつては、令和5年4月1日以後の入札に参加する資格を得ることができるが、随時の申請により資格を有することとされた者は、資格を有すると認めた旨の通知があつた日以後の入札に参加する資格を得ることができる。

(2) 共同企業体

別に定めるところによる。

(3) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を受けた中小企業組合等

当該証明を受けたとき。

(4) 設立の際の構成員の過半数が資格を有する者である企業組合又は協業組合

当該企業組合又は協業組合が設立されたとき。

(5) 管理者が特に必要と認めた者

管理者の指定する日

2 申請書類の入手方法

申請書類は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループにおいて交付する。

また、石狩湾新港管理組合のホームページ（アドレス <http://www.ishikari-bay-neighborport.jp/bid-information/>）からダウンロードすることができる。

3 申請の方法

資格審査の申請は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループに、当該グループの指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

なお、提出方法は、郵送とする。

第4 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 資格の有効期間

(1) 資格の有効期間は、定期の申請の場合にあつては、令和5年4月1日から令和7年3月31日まで、随時の申請の場合にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から令和7年3月31日までとする。

(2) 共同企業体の場合にあつては、資格を有すると認めた旨の通知があつた日から令和6年3月31日までとする。

2 有効期間の更新手続

(1) 1の(1)の有効期間を更新しようとする者は、令和6年度に令和7年度以降の資格に関する公示を行う予定であるので、当該公示に基づき更新手続を行うこと。

(2) 1の(2)の有効期間を更新しようとする者は、申請方法等を令和5年度に定める予定であるので、それに基づき更新手続を行うこと。

第5 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、当該資格を失う。

- 1 第2に規定する資格要件（第2の1の(3)に規定する資格要件及び第2の2に規定する資格の種類ごとの要件のうち従業員の数に係る資格要件を除く。）に該当しないこととなったとき。
- 2 当該資格に係る営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第6 資格審査の再申請

1 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- (1) 資格を有する者の当該資格に係る事業又は営業を相続、合併、譲渡又は会社分割により承継した者
 - (2) (1)に該当する構成員を有する資格者である共同企業体
 - (3) 一般土木工事、舗装工事、鋼橋上部工事、建築工事、電気工事、管工事及び塗装工事の資格を有する者であって、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の決定を受けたもの又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けたもの
 - (4) 中小企業組合等（企業組合及び協業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 - (5) 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの
- ### 2 再申請の方法

再申請をしようとする者は、石狩湾新港管理組合総務部総務グループに、当該グループの指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

第7 資格の喪失事由の届出

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、その旨を書面により届け出なければならない。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第8 その他

- 1 資格者又はその代理人、支配人、その他の使用人若しくは入札代理人が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）である場合は、石狩湾新港管理組合が実施する入札等に参加することができない。
- 2 共同企業体の取扱いについては、第1から第7までに定めるもののほか、別に定めるところによる。